



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 上下水道局

ページ

- 東日本大震災、平成 2 8 年熊本地震及び平成 2 9 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市上下水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務企画課】 2

◇ 交 通 局

- 東日本大震災、平成 2 8 年熊本地震及び平成 2 9 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市交通局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 3

北九州市上下水道局管理規程第 7 号

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市上下水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 10 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市上下水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市上下水道局職員の特別休暇の特例に関する規程（平成 23 年北九州市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「等」に改める。

第 1 条中「及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「、平成 29 年 7 月九州北部豪雨及び令和 8 年熊本地震」に改める。

第 2 条中「又は平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「、平成 29 年 7 月九州北部豪雨又は令和 8 年熊本地震」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市交通局管理規程第 9 号

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市交通局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 10 日

北九州市交通局長 中 島 尚

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市交通局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程

東日本大震災、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う北九州市交通局職員の特別休暇の特例に関する規程（平成 23 年北九州市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名中「、平成 28 年熊本地震及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「等」に改める。

第 1 条中「及び平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「、平成 29 年 7 月九州北部豪雨及び令和 8 年熊本地震」に改める。

第 2 条中「又は平成 29 年 7 月九州北部豪雨」を「、平成 29 年 7 月九州北部豪雨又は令和 8 年熊本地震」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。